

湯河原海辺公園ドッグラン使用に関する遵守事項

1. 他の使用者等に、迷惑や危害などを及ぼした場合は、飼い主の責任で処理すること。
2. ドッグラン内でのトラブル（事故、負傷、死亡、咬みつき、盗難等）は、当事者同士の責任で解決すること。町及び管理員は一切の責任を負いません。
3. 狂犬病の予防注射を1年以内に受けていない犬を入場させないこと。
4. 病気の犬、発情期の犬、闘犬等、他の犬若しくは使用者に恐怖感を与える犬又は犬以外の動物を連れてくる方は入場しないこと。また、犬を連れていない方は入場しないこと。
5. ドッグラン使用中は、入場証を見える位置に付けること。
6. 飼い犬から目を離さないこと。また、1人の飼い主がノーリードで使用できるのは2頭までとする。ただし、2頭を同時に見守れない場合は、1頭はリード（ロングリードは使用しないこと。）を付けること。
7. ボール、フリスビー等は、使用しないこと。
8. 出入口の扉は、必ず閉めた事を確認した上で使用すること。
9. 子ども（0歳から15歳まで（高校生を除く。））だけで入場しないこと。子どもが入場する場合は、必ず保護者が同伴すること。
10. 小型犬は、鳥類に襲われる恐れがあるので注意すること。
11. 犬のふんを持ち帰らず捨てる場合は、袋に入れドッグラン内のウンチボックスに捨てること。
12. 犬の排尿はドッグトイレでさせること。他の場所で尿をした場合は、備付けのペットボトルに入った水をまいて処理すること。
13. ごみは、責任を持って持ち帰り、ウンチボックスには絶対に捨てないこと。
14. ドッグラン内での飲食、犬への餌やり、ブラッシング等はしないこと。
15. ドッグラン内は禁煙とし、火気や危険物の持ち込みはしないこと。
16. 犬が人又は他の犬を咬んだ時は、飼い主が速やかに「飼い犬事故届出書」を保健福祉事務所に届け出ること。この場合において、犬に咬まれた人は「犬によるこゝう傷届」を保健福祉事務所に届け出ることができる。
神奈川県小田原保健福祉事務所 環境衛生課 ☎0465-32-8000
17. 営利を目的とした活動はしないこと。

18. 駐車場を利用する際は、受付員に申告し、利用証は車内の見える位置に置き、帰宅時は受付員に利用証を返却すること。（駐車時間は2時間以内とする。）
19. 使用登録証は、登録された犬にのみ有効であり、他人に貸与し、又は譲渡しないこと。
20. 町及び管理員から指示があった場合は、それに従うこと。
21. 上記の遵守事項が遵守できない方は入場しないこと。

湯河原海辺公園ドッグランの使用時間と使用料金

使用時間

期 間	使 用 時 間
1月1日から3月31日まで 10月1日から12月31日まで	午前8時30分から 午後4時30分まで
4月1日から5月31日まで	午前8時30分から 午後5時30分まで
6月1日から6月30日まで	午前8時30分から 午後6時30分まで
7月1日から8月31日まで	午前7時00分から 午後6時30分まで
9月1日から9月30日まで	午前7時00分から 午後5時30分まで

※毎週火曜日は芝生のメンテナンスのため休場します。ただし火曜日が休日に当たるときは休場しません。

使用料金

区 分	使 用 料 金
町内の方 (県西地域2市8町及び熱海市内の方を含む。)	無 料
町外の方	1頭1回につき 200円